四　児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第九条　法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

ニ　生活保護実施関係情報

ホ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

五　［略］

第十条　法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報

四　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第九条　法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　同上］

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る前号ロ及びハに掲げる情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

五　［同上］

第十条　法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　同上］

四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ロ　住民票に記載された住民票関係情報

ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

五　［略］

第十条の二　法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十一条の五の二十八の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務　当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報

イ　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ロ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ハ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ニ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ホ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ヘ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ト　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報

チ　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

五　［同上］

第十条の二　法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。

一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報

［号の細分を加える。］